

購買一般条件

1. 適用範囲

本購買一般条件は、ヴァレオ購買部(以下「購買部」という)との間に別途の合意がないかぎり、金型類、機械設備類、部品、原材料その他の材料、サービス(以下「供給品」という)を含む、ヴァレオによる全ての購買に対して適用される。

2. 注文

2.1 購入注文

ヴァレオが供給品を購入する場合、常に購入注文(以下「注文」という)を行うものとし、その方法は期間の制限なく有効な発注(以下「オープンオーダー」という)と有効期間を定めた発注(以下「クローズドオーダー」という)のいずれかに分けられる。注文は郵送、ファクスまたは両当事者間で合意された電磁的手段によって行うものとする。

2.2 「購買一般条件」の承諾

供給業者(以下「サプライヤー」という)は、サプライヤーからヴァレオに宛てて返送された受注承諾書をヴァレオが受取った時点で、「購買一般条件」を承諾したものと見なされる。「購買一般条件」は、サプライヤーの販売条件に優先して適用される。サプライヤーは、受注承諾書を、ヴァレオから注文がなされた日から少なくとも8営業日以内に、郵送、ファクスまたは両当事者で合意された電磁的手段によって、購買部に返送しなければならない。受注承諾書が注文から8営業日以内に返送されない場合、サプライヤーは、注文への対応を開始した時点をもって「購買一般条件」を明示的に承諾したものと見なされ、これに伴いサプライヤーは自己の販売条件を自動的に放棄したものと見なされる。

サプライヤーは、「購買一般条件」の承諾により、ヴァレオの生産システムと品質管理システム、及び注文の履行中に適宜実施されるその他の品質管理手続きに対応すべき義務を負う。

2.3 サプライヤーの特定の義務

2.3.1 サプライヤーは、所属分野の専門家であり、自動車産業が求める諸要件、特に品質、原価、納期に関する要求水準について完全に理解している。サプライヤーは、自動車産業において一般的に求められ、広く実現されている水準に達した供給品を納入しなければならず、また供給品は保健衛生、安全性、環境対策、労働条件等に係る現行の法規・法令、特に供給品の生産国、および供給品を搭載する車両が販売・使用される国の基準等に対応していなければならない。

供給業者は、これらの規制に違反することによって生じるいかなる請求からもヴァレオを免責また防御し、そうした違反が直接・間接にもたらす結果を、ヴァレオに一切の被害が及ばない形で引き受けなければならない。

2.3.2 サプライヤーは、供給品に関してヴァレオとサプライヤーの関係を何らかの形で規定し、本「購買一般条件」を補完する、すべての書面、特に設計図、仕様書、要求項目リスト等(以下「文書」という)に合致した供給品を納入しなければならない。

2.3.3 サプライヤーは、ヴァレオから要請があれば速やかに供給品を改善し、供給品または注文に関するあらゆる情報を提供し、また供給品の原産国、その構成要素を裏付けとともに明らかにしなければならない。

2.3.4 サプライヤーは、「ヴァレオ品質基準書」や自動車産業で一般的に受け入れられているルール、慣習の範囲内であっても、事前の承諾なくして、供給品に対し、その構成部品、原材料、製造工程、製造場所の変更を含むいかなる修正をも加えてはならない。

2.3.5 サプライヤーは、当該供給品が装着されるのと同じ型式に属する最後の車両が販売されてから10年間は、供給品を、補修部品の市場の需要に応えるために供給し続けることに合意する。

2.3.6 サプライヤーは、供給品自体及び供給品が装着されるヴァレオ製品の市場での競争力を長く維持するため、供給品の生産性を改善する施策を不断に講じなければならない。両当事者は、供給品の生産性向上に関する年ごとの下限の目標値を、互いに合意の上定めるものとする。

2.3.7 サプライヤーは注文を受諾することによって、自動的に、クローズドオーダーの場合は注文書に記載された納期、また、オープンオーダーの場合には EDI 上ウェブサイトまたはファクスにより通知された納期を厳格に守る義務を負うこととなる。納期到来前に供給品を納入する場合にはヴァレオの事前の承諾が必要であり、それによって追加費用が生じる場合には、サプライヤーがこれを負担するものとする。

サプライヤーは、納期を守れないことによってヴァレオが直接・間接に受けるあらゆる被害、特にヴァレオ又はヴァレオの顧客の施設における生産や組立ラインの停止によってヴァレオやその顧客に生じる損害からヴァレオを免責し、これを補償しなければならない。さらに、ヴァレオは本「購買一般条件」第13条2項に基づいて注文を解除することができる。またヴァレオが供給品を第三者から購入せざるを得なくなった場合、これに係る如何なる追加費用も供給業者が負担する。

3. 知的財産権、工業所有権

3.1 サプライヤーは、供給品に係る知的財産権や工業所有権が有効であること、また第三者が持つ知的財産権や工業所有権に照らして当該供給品を無償で使用できることについて、自ら責任を負う。サプライヤーはまた、第三者から提起された異議や請求に関して、ヴァレオに責任を負わせてはならない。

第三者が、供給品の使用、市場での取引、販売の差止め、制限または変更を求める手続きを開始してきた場合、サプライヤーは、損害賠償を支払うこととなる前記手続きの結果（ヴァレオの企業評価への悪影響をも含む）について、単独で責任を負うものとする。

サプライヤーは、ヴァレオが供給品に関してその顧客との間で結んだ契約上の義務の一部または全部を履行できなかったことによって生じる損害からヴァレオを守り、補償するものとする。そうした損害には、ヴァレオがいったん確約した行為を行えなかったことや、供給品また関連の金型類を修正する必要から生じる追加的費用を、顧客に補償することによる損害も含まれる。

さらにヴァレオは、本「購買一般条件」第13条2項に基づいて、注文を解除することができる。

- 3.2 サプライヤーは、注文が解除された場合であっても、解除の理由の如何に拘わらず確実にその保守管理を行うため、または当初意図した部品を製造するために、ヴァレオが自ら又は第三者により金型や設備を完成させることを、認めなければならない。このことは、サプライヤーが、それらの金型や設備に関連する知的財産権や工業所有権を有している場合でも同様であり、サプライヤーは、ヴァレオまたはヴァレオの委託した第三者に対してこうした権利を行使しないものとする。さらにサプライヤーは、要求があれば直ちに、金型、設備また部品に関する図面、技術文書及びノウハウを提供しなければならない。

4. 価格、請求、及び支払条件

4.1 価格

注文書に記載された価格をもって、当該取引に適用する価格とする。その価格は最終的なものであって変更されず、また納入場所を指定した「仕向地渡し・関税込み」、又は「DDP」（インコタームズ2000またはこれを後日改定したものにより定義される）をその算出条件とする。この価格は両当事者が明示的に合意した場合のほかは、如何なる理由によっても改訂されることがない。いずれの当事者も、注文の履行を突然中断することはできない。誠意をもった価格交渉の結果、自己が提示した改訂価格が合意に至らなかった側の当事者は、本「購買一般条件」の定めに従って注文を解除することができる。ただしその場合でも、サプライヤーの側から解除する場合にあっては、解除対象である供給品の製造が他の供給業者において開始されるまでの間、サプライヤーは、ヴァレオがその顧客に対する供給義務を確実に履行できる旨を担保しなければならない。

4.2 請求と支払条件

サプライヤーは、注文に記載された供給品を具体的に特定し確認できる詳細情報を、請求書にも明示して記載する。また、請求書は、注文表面に記載された相手方の住所に確実に送付されなければならない。

別途の指定のない限り、供給品の代金は、供給品の所有権が移転した時点から150日が経過した月の末日に、銀行間送金によって支払われる。又は電子決済を利用する場合には、供給品の所有権が移転した月の翌月末に電子的請求書が発行され、その時点から4か月後に決済が行われる。ヴァレオは、注文に関して、サプライヤーがヴァレオに対して負ういかなる未払金との間においても相殺を行うことができる。

5. 梱包と船積関連書類

サプライヤーは、供給品を完全な状態で納品するため、供給品の種類、出荷方法、保管方法に適した梱包を行わなければならない。

各梱包の表面には、梱包単位ごとに、出荷に関する適用法令に基づく表示と保管のため必要な注意事項等を見やすい形で記載しなければならない。この表示には、注文番号、バッチ番号、供給品の正確な名称、送り主と荷受人の正確な名称住所のほか、数量および正味重量と梱包総重量を記載しなければならない。納品の際には納品書を2部添付して、供給品の名称と数量を確認できるようにするほか、該当する場合にはMSDS (Material Safety Data Sheet)も添付しなければならない。

不適切な梱包の結果、供給品に損害(破損、数量の不足、部分的損傷など)が生じたときには、サプライヤーはこれを経済的に補償する責を負うものとする。

6. 納入

- 6.1 供給品は、注文に表示された納入場所に納入しなければならない。
- 6.2 納入期限が守られなかったとき、納入に不完全な点または数量の過剰があったとき、また注文または文書を遵守していなかった場合には、ヴァレオは普通郵便、ファクスまたは合意された電磁的手段で通知することにより、その受取を拒否することが出来る。
- 6.3 受取を拒否された供給品は、拒否の通知から8日以内にサプライヤーのもとにサプライヤーの費用及び危険負担において返送されるものとする。

サプライヤーは、注文に正確に合致する供給品を納入すべき自らの義務を履行できなかったことによって生じたいかなる追加費用(不良品、保管、仕分け、臨時費用、再作業、設備金型類の破損、ヴァレオとその顧客の生産の中断または停止、生産ラインでの緊急措置、違約金、及び供給品やその設備金型類を第三者から調達する費用を含む。)も、ヴァレオに対して補償し、賠償しなければならない。

またヴァレオは本「購買一般条件」第13条2項に基づいて注文を解除することができる。

7. 保証

7.1 該当分野の専門家たるサプライヤーは、供給品に関する絶対的かつ確定的な結果を引き受けなければならない。その意味からサプライヤーは、供給品について、設計、製造の工程、生産に用いる技術の選択、さらにそれが製品の所期の目的に照らして適切であるか、といった点をも含めて、全面的に責任を負う。供給品の開発段階においてヴァレオがいかなる支援・協力をしたかにかかわらず、サプライヤーはこうした責任を十分に理解していなければならない。

サプライヤーは、供給品が納入された時点において、供給品と注文・文書との間の不一致が一切ないことを保証する。このことは、瑕疵の原因がその設計、原材料、製造過程にあるか否かを問わず、またより一般的には、そうした瑕疵が明らかなものか隠れたものかを問わない。

7.2 ヴアレオ、その顧客または関係当局が、供給品またはそれを搭載した製品のリコールを決定した場合、サプライヤーは、それに伴う一切の損害について、ヴァレオに補償しなければならない。

7.3 サプライヤーは、瑕疵のない供給品を納入すべき義務の違反から生じるいかなる損失、人身傷害、またそれから間接的、偶発的に生じた重大損害(ヴァレオの評判への悪影響を含む)からもヴァレオを保護し、補償する。またサプライヤーは、こうした義務違反によって直接・間接に発生したいかなる費用をも、さらに該当する場合には、これに関連してヴァレオが自己の顧客に対して負う義務の違反に繋がったことによる損害(例として瑕疵のある供給品についての返金または無償交換、労務費、選別費用、臨時作業費、特殊輸送費、ヴァレオとその顧客の生産の中断または停止、生産ラインでの緊急措置、リコール、違約金、また供給品や設備工具を第三者から調達する費用を含む)に関しても、ヴァレオに対して補償する。こうした補償責任を制限し軽減することとなるいかなる規定も、その効力を認めない。

8 保険

サプライヤーは、財務体質が健全と評価される保険会社との間で、ヴァレオの条件に従って保険契約を締結し、その保険証券をヴァレオの請求に応じてすみやかに提出しなければならない。ただし、この保険も、サプライヤーとしての責任をいかなる意味においても軽減するものとはならない。

9. 譲渡制限 - 再委託

9.1 サプライヤーは、注文の全部又はその如何なる部分をも、ヴァレオによる事前の明示的な承認を得ることなく第三者に譲渡してはならず、このことは譲渡が有償か無償かにかかわらず。

9.2 サプライヤーの直接的または間接的な支配権者が交代し、または、その事業が売却または譲渡された場合には、ヴァレオは本「購買一般条件」第13条2項に基づいて、発せられたが未実行の状態にある注文を解約することができる。

9.3 サプライヤーは、ヴァレオによる事前の明示的な承認がない場合、注文を、その全部か一部かを問わず、また直接か間接かに拘わらず、第三者に再委託(外注)してはならない。

サプライヤーが前記承諾を得た場合であっても、サプライヤーはヴァレオに対して、注文の遂行と本「購買一般条件」の遵守に関する全面的な責任と義務を、単独で負担する。サプライヤーは外注先からのいかなる請求についても自らこれに応じるものとし、ヴァレオをそうした請求から全面的に免責し補償するものとする。

10. 機密保持

10.1 ヴアレオまたはその関連会社や従業員がサプライヤーに対して提供するあらゆる情報(以下、「秘密情報」という)は、その伝達の方法(口頭、書面など)には関わりなく、秘密として取り扱うものとする。そうした秘密情報は、技術上、製造上、営業上、財務経理上のものを含むがそれらに限られず、また意匠、設計図、諸元表、仕様書、報告書、マイクロフィルム、コンピューターのディスク、ソフトウェア及びこれらに関する書類、見本品、試作品などを含むがそれらにも限定されない。

秘密情報には、サプライヤーの従業員や代理人、取引業者、外注先、担当者、また常勤・臨時の協力者などが注文を取り扱う過程で知ることとなった情報も含まれるものとする。

10.2 秘密情報は、注文に関連してのみ使用されるものとし、サプライヤーは、秘密情報が第三者に対して開示または漏洩されないよう、全ての可能な手段を講じなければならない。

こうした守秘義務が守られなかった場合、本「購買一般条件」第13条2項が適用されるものとする。

10.3 本守秘義務は、注文がその理由のいかに拘わらず終了した場合には、その後5年間にわたり存続する。注文が終了した後は、サプライヤーはヴァレオからの請求があれば直ちに、それが秘密であるか否かに拘わらず、注文に関わる全ての書類を返却しなければならない。ヴァレオが事前に明示的に許可した場合を除いては、それらの写しを保管することは認められない。

11. 所有権と危険の移転

11.1 供給品の製造に要する材料(原材料、半製品など)が発注書により特定された時点をもって、また遅くとも供給品が完成した時点において、供給品はヴァレオの独占的所有物となる。これに反するいかなる所有権留保の規定も、一切その効力を有しない。サプライヤーは可能な全ての手段を用いて、製品製造の前段階にある材料を、製品の各個体に対応するようあらゆる手段を講じることに合意する。

11.2 納入前注文処理中の段階において、ヴァレオは供給品の製造工程および供給品そのものを、サプライヤーの施設で、または該当する場合にはその外注先の施設で、監査することができる。サプライ

ヤーは、ヴァレオに自己の施設への自由な立ち入りを許可し、また外注先への自由な立ち入りにも可能ならしめるものとし、ヴァレオが供給品を検査できるようにする。ただし、ヴァレオによる検査によってサプライヤー自身による品質保証責任がいささかかも軽減されることはない。

11.3 供給品の紛失に関わる危険は、注文に記載された納入条件にかかわらず、供給品の受入れが行われた時点をもって移転する。

12. 型、工具その他特定の設備類

12.1 供給品のためにヴァレオが提供した全ての型、工具や特殊な設備など(以下「設備類」という)はヴァレオの独占的所有物であり続ける。ヴァレオの要請によりヴァレオのために作成された設備類についても、それが作成された時点で、関連する産業所有権、知的財産権を含めて、同様のことが適用される。

設備類は、いかなる場合でも、貸与契約や預り票が存在しないとしても、注文のためにサプライヤーの施設に預託されたものであるとみなされる。設備類は注文を実行するためだけに使用するものとし、第三者に貸与したり使用に供したり、また複製したりその模倣品を作ったりしてはならない。設備類にはサプライヤーが自らの費用で、「ヴァレオ資産 - 売却・移管・担保設定不可」との趣旨の標識を、見やすく取り外し出来ない形で取り付けなければならない。これを質入れし、または担保に供することは認められない。ヴァレオは設備類を任意の時点で引揚げることが出来る。

12.2 サプライヤーは設備類の受託者として、特に供給品の製造過程での不備や供給の中断を防ぐため、設備類を十分に整備して適切に保管し、入念な保守点検を怠ってはならない。またヴァレオの要求があれば直ちに、また必要な場合にはいつでも、その正確かつ詳細なリストを提出する。同様にサプライヤーは、設備類の逸失、盗難、破損または予定外の早期の損耗磨滅などの際には代替品を調達する責任を負うものとする。さらにサプライヤーは、設備類を原因として第三者に危険や損害が生じる場合に備えて適切な保険に加入し、ヴァレオの求めがあれば直ちにその保険加入を証明する書類を提出しなければならない。

注文がその理由のいかに拘わらず終了した場合には、設備類はヴァレオの求めに応じて直ちに完全な所有者であるヴァレオに返還されなければならない。

13. 契約解約と解除

13.1 契約の解約

13.1.1 オープンオーダーは期間を限定しない発注であり、ヴァレオが約する発注数量は、実質的に、納入スケジュール表に表示される数量に他ならない。ヴァレオはオープンオーダーを、3カ月の予告期間において、受領確認書が返送される形の配達証明郵便にて通知することにより、いつでも解約す

ることができる。緊急を要する場合にはこの解約予告期間は、両者の明示的合意に基づいて短縮することができる。解約予告期間のあいだは、注文は、解約通知が発送された時点で有効であった契約条件(特に価格)に基づいて、遂行されなければならない。注文の解約は、いかなる事情のもとでも、サプライヤーが補償や賠償を請求する理由とはならない。

13.1.2 クローズドオーダーは期間を限定して発せられるもので、一回限りであって更新されることはない。

13.2 契約の解除

サプライヤーが、その契約上の義務の履行または遵守を怠り、その是正を求める書面を受け取ってから8日以内に当該不履行または不遵守を全面的・部分的に是正することが出来なかった場合、ヴァレオは、受領確認書が返送される形の配達証明郵便にて相手方に通知することによって、特段の手続きを踏むことなく、注文を解除することができる。こうした契約の違反につき、ヴァレオは適用法令が認める範囲のあらゆる全ての是正策を求める権利を有している。

14. その他

14.1 本「購買一般条件」のいずれかの条項が無効または適用不能と判断された場合であっても、その他の条項の有効性は損なわれない。

14.2 ヴアレオが本「購買一般条件」、注文や文書によって認められた権利を行使しなかった場合でも、その事によってそうした権利を放棄したと看做されることはなく、またヴァレオがその権利を後日主張し行使することを妨げることはない。

14.3 サプライヤーは、ヴァレオから事前に明示的な許諾を得ない限り、ヴァレオとの商取引関係について外部に公表してはならない。

14.4 係争が生じた場合、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所が専属管轄権を有するものとする。1980年の国際物品売買契約に関するウィーン条約は適用されないものとする。